



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価 (送料共) 1 か月 2,200 円

目 次 (*については県法規集登載事項)

○ 規則

*46 和歌山県立医科大学大学院学則 (総務学事課)

*47 職員の被服等の貸与に関する規則の一部を改正する規則 (人事課)

*48 生活保護法施行細則の一部を改正する規則 (福祉保健総務課)

*49 知事の同意を得て任免すべき和歌山県企業局の職員の範囲を定める規則及び地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき知事が定める職の基準に関する規則を廃止する規則 (企業局)

○ 訓令

*11 和歌山県公文書管理規程の一部を改正する訓令 (総務学事課)

*12 和歌山県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令 (人事課)

*13 和歌山県物品調達事務規程の一部を改正する訓令 (総務事務集中課)

規 則

和歌山県規則第46号

和歌山県立医科大学大学院学則を次のように定める。

平成17年3月31日

和歌山県知事 木 村 良 樹

和歌山県立医科大学大学院学則

和歌山県立医科大学大学院学則 (昭和35年和歌山県規則第33号) の全部を改正する。

第1章 総則

(目的)

第1条 和歌山県立医科大学大学院(以下「本大学院」という。)は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、文化の進展に寄与することを目的とする。

(自己評価等)

第2条 本大学院は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、本大学院における教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備(以下この条において「教育研究等」という。)の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 本大学院は、教育研究等の点検及び評価の結果について、

本大学院関係者以外の者による検証を行うものとする。

3 前2項に関し必要な事項は、別に定める。

(研究科及び課程)

第3条 本大学院に医学研究科を置く。

2 医学研究科に、修士課程及び博士課程を置く。

3 医学研究科修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。

4 医学研究科博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

(専攻)

第4条 医学研究科修士課程に医科学専攻を置く。

2 医学研究科博士課程に次の専攻を置く。

(1) 地域医療総合医学専攻

(2) 構造機能医学専攻

(3) 器官病態医学専攻

第2章 修業年限、定員、学年、学期及び休業日

(標準修業年限及び在学期間)

第5条 医学研究科修士課程の標準修業年限は、2年とし、在学期間は、休学期間を除いて4年を超えることができない。

2 医学研究科博士課程の標準修業年限は、4年とし、在学期間は、休学期間を除いて8年を超えることができない。

(長期履修)

第6条 学長は、学生が職業を有している等の事情により、前条で定める標準修業年限を超えて、一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、医学研究科委員会の議を経て、その計画的な履修を認めることができる。

2 前項に該当する者の修業年限及び在学期間については、医学研究科委員会の議を経て学長が定める。

(学生定員)

第7条 本大学院の学生定員は、次のとおりとする。

研究科	課程		入学定員	収容定員
医学研究科	修士課程	医科学専攻	14人	28人
	博士課程	地域医療総合医学専攻	14人	56人

	構造機能医学専攻	10人	40人
	器官病態医学専攻	18人	72人

(入学時期)

第8条 入学時期は、学年又は学期の始めとする。

(学期及び休業日等)

第9条 学期については、和歌山県立医科大学学則（昭和57年和歌山県規則第16号。以下「大学学則」という。）第11条を準用する。

2 休業日については、大学学則第12条を準用する。

第3章 入学、休学、復学、転学、退学及び除籍
(修士課程の入学資格)

第10条 医学研究科修士課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 学位授与機構又は独立行政法人大学評価・学位授与機構により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 大学に3年以上在学し、又は外国において学校教育における15年の課程を修了し、医学研究科において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認められた者
- (7) 医学研究科において、個別の入学資格審査により大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22歳に達したもの
- (8) その他医学研究科において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

(博士課程の入学資格)

第11条 医学研究科博士課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学の医学、歯学又は獣医学を履修する課程（修業年限6年のものに限る。）を卒業した者
- (2) 大学院修士課程を修了した者
- (3) 学位授与機構又は独立行政法人大学評価・学位授与機構により修士の学位を授与された者
- (4) 外国において、学校教育における18年の課程を修了した者
- (5) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における18年の課程を修了した者

(6) 文部科学大臣の指定した者

(7) 大学(医学、歯学又は獣医学を履修する課程に限る。)に4年以上在学し、又は外国において学校教育における16年の課程(医学、歯学又は獣医学を履修する課程を含むものに限る。)を修了し、医学研究科において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認められた者

(8) 医学研究科において、個別の入学資格審査により、第1号に掲げる者と同等以上の学力があると認められた者で、24歳に達したもの

(9) 旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学の医学又は歯学の学部を卒業した者

(10) その他医学研究科において、第1号に掲げる者と同等以上の学力があると認められた者

(入学許可)

第12条 学長は、本大学院において行う入学試験に合格し、かつ、所定の手続きを経た者に入学を許可するものとする。

(再入学、編入学及び転入学)

第13条 次の各号のいずれかに該当する者については、選考の上、学長は、相当の学年に入学を許可することができる。

- (1) 本大学院を退学した者で再入学を志願する者
- (2) 他の大学院を退学した者又は他の大学院に在学する者で本大学院に編入学若しくは転入学を志願する者

2 前項の規定により入学を許可された者の履修した授業科目、修得した単位数及び在学期間の通算等の取扱いについては、医学研究科委員会で定める。

(休学、復学、転学及び退学)

第14条 休学、復学、転学及び退学については、大学学則第29条、第30条及び第31条を準用する。

(除籍)

第15条 学長は、次の各号のいずれかに該当する者があるときは、医学研究科委員会及び評議会の議を経て除籍することができる。

- (1) 第5条第1項又は第2項に規定する在学期間を超えた者
- (2) 第36条第2項において準用する大学学則第50条第2項に規定する納付命令に応じない者
- (3) 病気その他の理由により、成業の見込みがない者

第4章 教育方法等

(授業及び研究指導)

第16条 本大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)によって行うものとする。

(授業科目)

第17条 授業科目については、別に定める。

(履修単位)

第18条 医学研究科の学生は、所定の期間に授業科目のうち、修士課程にあっては30単位以上、博士課程にあっては38単位以上履修しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、授業科目の履修方法及び単位認定等に関し必要な事項は、別に定める。

(単位の基準)

第19条 授業科目の単位は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 演習については、30時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 実験実習については、45時間の授業をもって1単位とする。

(履修の認定)

第20条 授業科目の履修の認定は、試験の成績又は研究の報告等により科目担当者が行い、合格した科目について所定の単位を与えるものとする。

(教育方法の特例)

第21条 本大学院の課程においては、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育を行うことができるものとする。

(他の大学院の授業科目の履修)

第22条 学長は、教育上有益と認めるときは、他の大学院とあらかじめ協議の上、医学研究科委員会の議を経て、学生に当該大学院の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位は、医学研究科委員会の議を経て、10単位を限度として本大学院において修得したものとみなすことができる。

(他の大学院又は医学研究所等における研究指導)

第23条 学長は、教育上有益と認めるときは、他の大学院又は研究所等(以下「大学院等」という。)とあらかじめ協議の上、医学研究科委員会の議を経て、学生に当該大学院等において必要な研究指導を受けさせることができる。ただし、修士課程の学生について認める場合には、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

2 前項の規定により学生が受けた研究指導は、これを本大学院において受けたものとみなすことができる。

(外国の大学院等への留学)

第24条 学長は、学生が外国の大学院等に留学することが教育上有益と認めるときは、医学研究科委員会の議を経てこれを認めることができる。

2 外国の大学院等で修学することを志願する者は、学長に留学願を提出し、その許可を得て留学することができる。

3 第1項の規定により留学した期間は、第5条に規定する在学期間に算入することができる。

4 第1項の規定により留学して修得した単位は、医学研究科委員会の議を経て、10単位を限度として本大学院において修得したものとみなすことができる。

第5章 修了の要件及び学位

(医学研究科修士課程の修了の要件)

第25条 医学研究科修士課程の修了の要件は、当該課程に2年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を達成した者については、1年以上在学すれば足りるものとする。

(医学研究科博士課程の修了の要件)

第26条 医学研究科博士課程の修了の要件は、当該課程に4年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を達成した者については、3年以上在学すれば足りるものとする。

(最終試験)

第27条 最終試験は、所定の単位を修得した者に対して、学位論文を中心としてこれに関連のある授業科目により行うものとする。

(学位の授与)

第28条 医学研究科修士課程を修了した者には、修士(医科学)の学位を授与する。

2 医学研究科博士課程を修了した者には、博士(医学)の学位を授与する。

3 前項の規定によらず論文の提出により博士(医学)の学位を授与する場合は、所定の期間研究に従事した後提出された論文が前項の規定によって博士の学位を授与される者の学位論文と同等以上の内容を有し、かつ、専攻学術に関し同様に広い学識を有することが試問により確認されることを要する。

(論文審査及び試験方法)

第29条 学位を授与するための論文審査、最終試験、試問等の実施に必要な事項については、別に定める。

第6章 聴講生、特別履修学生及び特別研究学生

(聴講生)

第30条 学長は、本大学院において一定の講義を聴講しようとする者に対し、医学研究科委員会の議を経て学生の学習に支障がない限り聴講生としてこれを許可することができる。

(特別履修学生)

第31条 学長は、他の大学院の学生が本大学院の授業科目を履修することを願い出たときは、当該学生が在学する大学院と協議の上、医学研究科委員会の議を経て、特別履修学生として入学を許可することができる。

(特別研究学生)

第32条 学長は、他の大学院の学生が本大学院において研究指導を受けることを願い出たときは、当該学生が在学する大学院と協議の上、医学研究科委員会の議を経て、特別研究学生として入学を許可することができる。

第7章 運営組織

(教員組織)

第33条 本大学院の教員組織は、和歌山県立医科大学の教員のうちから大学院教員資格に該当する教員をもって構成する。

(大学院委員会及び医学研究科委員会)

第34条 本大学院を運営するため大学院委員会及び医学研究科委員会を置く。

2 前項の大学院委員会及び医学研究科委員会の組織、議事及び運営に関することは、それぞれ別に定める。

(研究科長)

第35条 医学研究科に研究科長を置き、医学研究科の基礎となる学部の長をもって充てる。ただし、基礎となる学部の長が医学研究科担当の教授でない場合にあっては、医学研究科担当の教授のうちから選ばれた者をもって充てる。

第8章 授業料、入学金及び入学考査手数料

(授業料、入学金及び入学考査手数料)

第36条 学生、聴講生、特別履修学生及び特別研究学生は、授業料を納めなければならない。

2 授業料、入学金及び入学考査手数料については、大学学則

第49条から第54条までの規定を準用する。

第9章 賞罰

(表彰及び懲戒)

第37条 表彰については大学学則第55条、懲戒については大学学則第56条を準用する。この場合において、大学学則第55条及び第56条中「教授会」とあるのは「医学研究科委員会」と読み替えるものとする。

第10章 補則

(学長への委任)

第38条 この規則に定めるもののほか、本大学院の管理運営に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 改正後の和歌山県立医科大学大学院学則の規定は、平成17年度以後に入学する者について適用し、平成16年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

和歌山県規則第47号

職員の被服等の貸与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年3月31日

和歌山県知事 木 村 良 樹

職員の被服等の貸与に関する規則の一部を改正する規則

職員の被服等の貸与に関する規則(昭和39年和歌山県規則第99号)の一部を次のように改正する。

別表第1中28の項を次のように改める。

28	振興局農林水産振興部	農作物の育成状況調査及び被害調査並びに農業用施設の調査指導の業務に従事する職員	作業服	1	24	
		土地改良工事の現場監督等の業務に従事する職員	作業服 ゴム長靴 ズック靴	2 1 1	24 12 12	実情に応じて、ゴム長靴又はズック靴のいずれか一方を貸与する。
		林業改良普及事業に従事する職員	作業服 安全靴 地下足袋 ズック靴	2 1 1 1	24 36 12 12	実情に応じて地下足袋又はズック靴のいずれか一方を貸与する。
		森林、林業及び山村振興に係る調査、測量、現場監督、指導等の業務に従事する職員	作業服 地下足袋 安全靴 ズック靴	2 1 1 1	24 12 36 12	実情に応じて地下足袋又はズック靴のいずれか一方を貸与する。
		水産業改良普及事業に従事する職員	作業服 ゴム長靴	1 1	24 12	
		漁船測度業務に従事する職員	静電防止作業服 作業服 ズック靴	1 1 1	24 24 24	

	自作農財産管理及び農地法の許認可業務に従事する職員	作業服	1	24	実情に応じて、ゴム長靴又はズック靴のいずれか一方を貸与する。
		ゴム長靴	1	12	
		ズック靴	1	12	
	農業改良普及事業に従事する職員	作業服	2	24	
		ゴム長靴	1	24	

別表第1中29の項を削り、30の項を29の項とし、31の項から55の項までを1項ずつ繰り上げる。

別表第2の16の項を次のように改める。

16	保健所	狂犬病予防の業務に従事する職員	防寒服	
		と畜検査に従事する職員	白衣	
		温泉法の施行に関する業務に従事する職員	作業服 ゴム長靴	
		農薬を散布する病虫害防除作業に従事する職員	雨合羽	
		環境保全に係る検査、調査、測定等の業務に従事する職員	防寒服 ヘルメット 雨合羽 ゴム長靴 安全靴	
		廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく立入検査及び現物調査に従事する職員	防寒服 ヘルメット 雨合羽 安全靴	
		食品衛生監視の業務に従事する職員	白衣 帽子 ゴム長靴	

別表第2の25の項を次のように改める。

25	振興局農林水産振興部	自作農財産管理及び農地法の許認可業務に従事する職員	防寒服	
		農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律に基づく立入検査業務に従事する職員	白衣 ゴム長靴 衛生帽	
		土地改良工事の現場監督等の業務に従事する職員	防寒服 安全靴 ヘルメット 雨合羽	
		林業改良普及事業に従事する職員	防寒服 ヘルメット 雨合羽	
		森林、林業及び山村振興に係る調査、測量、現場監督、指導等の業務に従事する職員	防寒服 ヘルメット 雨合羽 ゴム長靴	
		水産業改良普及事業に従事する職員	防寒服 ヘルメット 雨合羽	
		漁船測度業務に従事する職員	防寒服	
		農業改良普及事業に従事する職員	ヘルメット 雨合羽 防寒服	

別表第2の26の項を削り、27の項を26の項とし、28の項から54の項までを1項ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

和歌山県規則第48号

生活保護法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年3月31日

和歌山県知事 木 村 良 樹

生活保護法施行細則の一部を改正する規則

生活保護法施行細則（平成12年和歌山県規則第125号）の一部を次のように改正する。

別記第28号様式から別記第30号様式までを次のように改める。

(表面)

別記第 2 8 号様式 (第 6 条関係)

ケース第 号

年 月 日

様

振 興 局 長 印

保 護 決 定 (変 更) 通 知 書

年 月 日付けで申請された(決定した)生活保護法による保護を下記のとおり開始する
 ことに決定しましたから通知します。 変更

記

1 保護の種類及び支給額

種 類	生活扶助	住宅扶助	教育扶助	医療扶助	一時扶助	合 計	自己負担額
月分 支給・追給額	円	円	円		円	円	円
月分 支給・追給額							
月以降支給・追給額				現物支給			

* 自己負担額がある方は、指定された医療機関又は入所している施設にその額をお支払いください。

一時扶助の内訳 (再掲)

生 活	住 宅	教 育	介 護	医 療	出 産	生 業	葬 祭
円	円	円	円	円	円	円	円

介護扶助自己負担月額 円 (事業者名)

円 (事業者名)

円 (事業者名)

医療扶助自己負担月額 円

2 保護の 開始 変更 の時期 年 月 日

3 保護を 開始 変更 した理由

4 この決定通知書が申請後 14 日を経過した理由

(裏面参照)

(用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。)

(裏面)

備考 1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に和歌山県知事に対して審査請求をすることができます。(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

また、この審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、和歌山県を被告として (和歌山県知事が被告の代表者となります。) この決定の取消しの訴えを提起することができます (なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。

- ①審査請求をした日の翌日から起算して 50 日を経過しても裁決がないとき。
 - ②決定、決定の執行又は手続の続行により著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - ③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 2 扶助費を受け取る際には、この通知書と印鑑が必要ですから忘れないように持参してください。
- 3 生活保護法により、休日、夜間等で緊急に診療を受ける場合に、この通知書を医師等に提示してください。(この通知書は大切に保管してください。)

(用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。)

別記第 29 号様式 (第 6 条関係)

年 月 日

様

振 興 局 長 印

保 護 申 請 却 下 通 知 書

年 月 日付けで申請された生活保護法による保護については、下記の理由で保護できないから却下します。

記

1 却下の理由

2 この通知が申請書受理後 14 日を経過した理由

備考 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、和歌山県知事に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求ができなくなります。）。

また、この審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、和歌山県を被告として（和歌山県知事が被告の代表者となります。）この決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。

- ①審査請求をした日の翌日から起算して 50 日を経過しても裁決がないとき。
- ②決定、決定の執行又は手続の続行により著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- ③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

（用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。）

別記第 30 号様式 (第 6 条関係)

ケース第 号

年 月 日

様

振興局長 印

保護廃止(停止)通知書

年 月 日付けで申請された生活保護法による保護を下記のとおり廃止することに決定しましたから通知します。

記

- 1 廃止した保護の種類 生活扶助・住宅扶助・教育扶助・介護扶助・医療扶助・その他
- 2 停止する時期 年 月 日 から 年 月 日
- 3 廃止する時期 年 月 日
- 4 廃止・停止の理由

備考 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、和歌山県知事に対して審査請求をすることができます (なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求ができなくなります。)

また、この審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、和歌山県を被告として (和歌山県知事が被告の代表者となります。) この決定の取消しの訴えを提起することができます (なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。

- ①審査請求をした日の翌日から起算して 50 日を経過しても裁決がないとき。
- ②決定、決定の執行又は手続の続行により著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- ③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。)

別記第39号様式中「登記簿」を「登記事項証明書」に改める。

附 則

- この規則は、平成17年4月1日から施行する。
- この規則による改正前の別記第28号様式から別記第30号様式までの規定による用紙は、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

和歌山県規則第49号

知事の同意を得て任免すべき和歌山県企業局の職員の範囲を定める規則及び地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき知事が定める職の基準に関する規則を廃止する規則を次のように定める。

平成17年3月31日

和歌山県知事 木 村 良 樹

知事の同意を得て任免すべき和歌山県企業局の職員の範囲を定める規則及び地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき知事が定める職の基準に関する規則を廃止する規則

次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 知事の同意を得て任免すべき和歌山県企業局の職員の範囲を定める規則（昭和42年和歌山県規則第34号）
- (2) 地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき知事が定める職の基準に関する規則（昭和42年和歌山県規則第35号）

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

訓 令

和歌山県訓令第11号

庁 中 一 般
各 地 方 機 関

和歌山県公文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成17年3月31日

和歌山県知事 木 村 良 樹

和歌山県公文書管理規程の一部を改正する訓令

和歌山県公文書管理規程（平成13年和歌山県訓令第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第8号中「地域農業改良普及センター及び」を削る。

第14条第1項第1号に次のように加える。

ウ 企業管理規程 地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条の規定により制定するもの

第15条第1項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2

号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 企業管理規程 記号は「和歌山県公営企業管理規程」とし、番号は公営企業課において令示番号簿（別記第1号様式）により一連番号を付けること。

第29条第1項の表中「規則」の次に「、企業管理規程」を加える。

第30条第1項中「昭和62年和歌山県訓令第8号」の次に「又は和歌山県公営企業事務決裁規程（平成17年和歌山県公営企業管理規程第2号）（以下これらを「事務決裁規程等」という。）」を加える。

第37条第2項中「事務決裁規程」を「事務決裁規程等」に改める。

第101条第1項中「及び農林水産振興部」を「、農林水産振興部及び建設部」に改める。

- (1) 振興局の部長の権限に属する事務
- (2) 市町村の長又は議会の長に発する
- (3) 他の振興局の長又は地方機関の長のもの
- (4) その他振興局の部長名によること

- (1) 地域農業改良普及センター所長の文書
- (2) 本庁の課長、振興局の部長又は地書で輕易なもの
- (3) 振興局の事務所の長、地方機関の術センターの試験場等の長に発する
- (4) その他地域農業改良普及センター当とする文書

- (1) 本庁の課長、振興局の部長又は地書で輕易なもの
- (2) 振興局の事務所の長、地方機関の術センターの事務所の長に発する文
- (3) その他ダム管理事務所長名による

第105条第1項の表中

に係る文書 文書で輕易なもの に発する文書で輕易な	振興局の部長
を相当とする文書	
権限に属する事務に係 方機関の長に発する文 事務所の長又は総合技 文書 所長名によることを適	地域農業改良 普及センター 所長
方機関の長に発する文 事務所の長又は総合技 書 ことを相当とする文書	ダム管理事務 所長

- 「
- (1) 振興局の部長
 - (2) 市町村の長又は
 - (3) 他の振興局の
もの
 - (4) その他振興局
- を
- (1) 本庁の課長、
書で輕易なもの
 - (2) 振興局の事務
術センターの事
 - (3) その他ダム管

の権限に属する事務に係る文書 は議会の長に発する文書で輕易なもの 長又は地方機関の長に発する文書で輕易な	振興局の部長
の部長名によることを相当とする文書 振興局の部長又は地方機関の長に発する文	ダム管理事務所長

所の長、地方機関の事務所の長又は総合技
務所の長に発する文書
理事務所長名によることを適当とする文書

に改める。

第108条中「事務決裁規程」を「事務決裁規程等」に改める。

第127条中「(新宮保健所古座支所にあつては、新宮保健所)
を「又は必要に応じてあらかじめ地方機関」に、「公文書管
理補助者)」を「公文書管理補助者」に改め、「並びに東牟婁
振興局健康福祉部古座支所」を削り、「及び新宮保健所古座
支所」を「及び新宮保健所申本支所」に改め、「東牟婁
振興局健康福祉部古座支所にあつては、あらかじめ東牟婁振
興局健康福祉部」とあるのは「新宮保健所古座支所にあつて
は、あらかじめ新宮保健所」とを削る。

第130条中「事務決裁規程」を「事務決裁規程等」に改める。

別表第1第1項の表中

産業支援課
マーケティング企画課

産
マ

を

産業支援課
公営企業課
マーケティング企画課

産
公企
マ

に改める。

別表第1第2項の表海草振興局の部農林水産振興部の項及び
建設部の項を次のように改める。

農林水産振興部	農林水産課 農業普及課 林務課 農地課	海農水 海農普 海農林 海農地
建設部	総務課 企画調査課 管理課 用地課 道路整備課 道路課 治水課 街路公園課 海南工事事務所	海建総 海建企 海建管 海建用 海建道整 海建道 海建治 海建街 海建海工

別表第1第2項の表那賀振興局の部農林水産振興部の項及び
建設部の項を次のように改める。

農林水産振興部	農林水産課 農業普及課 林務課 農地課	那農水 那農普 那農林 那農地
建設部	総務課 企画調査課 管理課 用地課 建築課	那建総 那建企 那建管 那建用 那建築

道路整備課 道路課 農林道課 治水課 紀の川中流域下水道事務所 京奈和高速事務所	那建道整 那建道 那建農 那建治 那建下水 那建高
---	--

別表第1第2項の表伊都振興局の部農林水産振興部の項及
び建設部の項を次のように改める。

農林水産振興部	農林水産課 農業普及課 林務課 農地課	伊農水 伊農普 伊農林 伊農地
建設部	総務課 企画調査課 管理課 用地課 建築課 道路整備課 道路課 農林道課 治水課 国道橋本建設事務所	伊建総 伊建企 伊建管 伊建用 伊建築 伊建道整 伊建道 伊建農 伊建治 伊建国道

別表第1第2項の表有田振興局の部農林水産振興部の項及
び建設部の項を次のように改める。

農林水産振興部	農林水産課 農業普及課 林務課 農地課	有農水 有農普 有農林 有農地
建設部	総務課 企画調査課 管理課 用地課 道路整備課 道路課 農林道課 治水課 箕島漁港事務所 広川出張所 二川ダム管理事務所	有建総 有建企 有建管 有建用 有建道整 有建道 有建農 有建治 有建建漁 有建広 有建二ダ

別表第1第2項の表日高振興局の部農林水産振興部の項及
び建設部の項を次のように改める。

農林水産振興部	農林水産課 農業普及課 林務課 農地課	日農水 日農普 日農林 日農地
建設部	総務課 企画調査課 管理課 用地課 道路整備課 道路課 農林道課 治水課 切目川ダム建設事務所 日高港建設事務所 椿山ダム管理事務所	日建総 日建企 日建管 日建用 日建道整 日建道 日建農 日建治 日建切ダ 日建日港 日建椿ダ

別表第1第2項の表西牟婁振興局の部農林水産振興部の項
及び建設部の項を次のように改める。

農林水産振興部	農林水産課 農業普及課 林務課 農地課	西農水 西農普 西農林 西農地
---------	------------------------------	--------------------------

建設部	総務課 企画調査課 管理課 用地課 建築課 道路整備課 道路課 農林道課 治水課 田辺漁港事務所	西建総 西建企 西建管 西建用 西建築 西建道整 西建道 西建農 西建治 西建田漁
-----	---	--

別表第1第2項の表東牟婁振興局の部健康福祉部の項中「古座支所」を「串本支所」に改め、同表農林水産振興部の項、串本建設部の項及び新宮建設部の項を次のように改める。

農林水産振興部	農林水産課 農業普及課 林務課 農地課	東農水 東農普 東農林 東農地
串本建設部	総務管理課 企画調査課 用地課 道路建設整備課 治水課 農林道課 七川ダム管理事務所	串建総 串建企 串建用 串建道 串建治 串建農 串建七ダ
新宮建設部	総務課 企画調査課 管理課 用地課 道路整備課 道路課 治水課 勝浦漁港事務所 新宮港建設事務所 国道新宮事務所	新建総 新建企 新建管 新建用 新建道整 新建道 新建治 新建勝漁 新建新港 新建国道

別表第1第3項第1号の表子ども・障害者相談センターの項を次のように改める。

子ども・障害者相談センター	総務企画課 子ども相談課 障害者支援課 一時保護課 子ども診療室	和相セ総 和相セ子 和相セ障 和相セ一 和相セ診
---------------	--	--------------------------------------

別表第1第3項第1号の表新宮保健所の項中「古座支所」を「串本支所」に改め、同表農林水産総合技術センターの項中

水産試験場増養殖研究所 水産試験場内水面研究所	和増研 和内研	を
----------------------------	------------	---

「水産試験場増養殖研究所 和増研」に改める。

別表第1第3項第2号の表工業技術センターの項の次に次のように加える。

和歌山県工業用水道管理センター	工水セ
-----------------	-----

別表第1第3項第2号の表紀中家畜保健衛生所の項を削る。

附 則

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

和歌山県訓令第12号

庁中一般

各地方機関

和歌山県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成17年3月31日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

和歌山県職員安全衛生管理規程(昭和54年和歌山県訓令第32号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「新宮保健所古座支所」を「新宮保健所串本支所」に改める。

別表第2中「新宮保健所古座支所」を「新宮保健所串本支所」に改める。

附 則

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

和歌山県訓令第13号

庁中一般

各地方機関

和歌山県物品調達事務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成17年3月31日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県物品調達事務規程の一部を改正する訓令

和歌山県物品調達事務規程(平成10年和歌山県訓令第13号)の一部を次のように改正する。

第14条中「含む。」を「含み、商工労働部商工政策局公営企業課を除く。）」に改め、同条第3項中「第8条第2項及び第240条」を「第234条」に改める。

別表第2総務部総務管理局総務事務集中課の項中「海草地方教育事務所 教育研修センター」を「教育センター学びの丘教育相談室」に改め、同表那賀振興局の項中「農業試験場、果樹試験場かき・もも研究所及び水産試験場内水面研究所

那賀地方教育事務所」を「農業試験場及び果樹試験場かき・もも研究所 給与課那賀分室」に改め、同表伊都振興局の項中「伊都地方教育事務所」を「給与課伊都分室」に改め、同表有田振興局の項中「有田地方教育事務所」を「給与課有田分室」に改め、同表日高振興局の項中「日高地方教育事務所」を「給与課日高分室」に改め、同表西牟婁振興局の項中「西牟婁地方教育事務所」を「給与課西牟婁分室 教育センター学びの丘」に改め、「図書館紀南分館」を「紀南図書館」に改め、同表東牟婁振興局の項中「東牟婁地方教育事務所」

を「給与課東牟婁分室」に改める。

附 則

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。